

平成 25 年（ワ）第 443 号 退職金請求事件

原 告 豊 島 耕 一 外 1 名

被 告 国立大学法人佐賀大学

準備書面（2）

平成 27 年 1 月 7 日

佐賀地方裁判所民事部合議 1 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 東 島 浩 幸



同 桑 原 健



同 梶 原 恒 夫



同 八 木 大 和



第 1 原告らの主張（被告において退職手当金を捻出することが可能であること）

1 公認会計士根本守氏作成の意見書（甲第 25 号証）について

甲第 25 号証は、公認会計士根本守が、被告の平成 20 年度から平成 24 年度までの財務諸表（決算書）を分析したうえで、「被告において、退職員の減額を回避するための工夫が可能な財務状況であったか否か」という点について、専門家としての意見を述べたものである（以下「根本意見

書」という)。

原告らは、根本意見書(甲第25号証)に基づき、以下のとおり主張する。

2 根本意見書に基づく主張

(1) 国立大学法人における経営状況の見方

決算書数値から経営状況を評価する際の基本は、3つの決算書すなわち損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の3表を適切かつ総合的に検討することである(根本意見書2頁)。

国立大学法人においては、一部において特別な会計ルールが採用されている。しかし、かかる特別な会計ルールが採用されていることで、決算書数値が左右され、そのため民営組織と異なる経営評価の基準が必要となることはない(根本意見書4頁)。

すなわち、国立大学法人においても、損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書の3表を総合的に検討して経営状況を把握することになる。

(2) 損益計算書及び利益処分の検討

ア 経営成績の評価における基本指標は経常利益と当期純利益であるところ、被告の経常利益は過去5カ年度毎年プラスであり、年7億～32億円で推移している。また、被告の当期純利益も過去5カ年度毎年プラスであり、年13億～32億円で推移している(根本意見書5頁)。

被告の経常利益、当期純利益とともに、収益に比して健全な水準のプラスを確保しており、被告の財政運営成績は良好と評価できる(根本意見書5頁)。

イ さらに、附属病院を除いても、経常利益はほぼ黒字であり財政運営成績はおおむね良好と評価できる。仮に、追加の費用が計上されても、

年2億円程度の範囲内であれば附属病院以外でも賄うことが可能であり、累積損益でマイナスとなることはない（根本意見書7頁）。

（3）貸借対照表の検討

ア 財政状態の安定性を評価する貸借対照表において最も重要な指標は、総資産に占める純資産の割合、すなわち自己資本比率である。被告における自己資本比率は、各年度とも大きな変動はなく、平成24年度末では71%（純資産622億8600万円／総資産869億1400万円）であり、借入金等の負債依存度が小さいと評価できる。なお、平成23年度の国立大学法人の自己資本比率の平均値が69%であり、被告の自己資本比率はこれを上回っている。

被告の財政状態は安定しているといえる（根本意見書8頁）。

イ さらに、負債の内訳で見ると、固定資産の見合勘定としての資産見返負債や収益の繰延勘定としての運営費交付金債務が多くを占め、外部に資金支出を要する負債はセンター債務負担金、長期借入金、未払金等100億円程度に過ぎない。実質上の自己資本比率は90%弱である（根本意見書8頁）。

ウ 財政状態は盤石であり、退職金引下げが必要な状態ではなかったことは明らかである。

（4）キャッシュフロー計算書の検討

ア 資金繰り状況の評価の上でキャッシュフロー計算書を見るべきポイントは、業務活動のキャッシュフローが適切に確保されているかどうかという点である。

被告の平成20年度～平成24年度における業務活動のキャッシュフローは、年間28億円～56億円程度確保されており、借入金等の返済額年間は約12億円であるところ、これを差し引いても十分な業務活動のキャッシュフローが確保されていることが分かる（根本意

見書10頁)。

イ さらに、被告が有している資金に目を向けると、被告は、平成24年度末時点における現預金残高は約136億円、有価証券も含めると約140億円の資金を有しており、被告が300億円強の年間収益規模、870億円の資産規模であることを考慮しても、かなり余裕のある資金繰り状況であることが分かる(根本意見書9頁乃至10頁)。

(5) 結論

以上のとおり、被告の損益計算書からは被告の財政運営成績が良好であることが、被告の貸借対照表からは被告が安定的な財政状態であることが、被告のキャッシュフロー計算書からは被告の資金繰りに余裕があることが、それぞれ読み取れる。

被告は、「仮に本件規程変更を実施しない場合、平成24年度で約5300万円、平成25年度で約1億2500万円、平成26年度で約2億円、平成27年度以降で約2億0400円の原資が必要となる」と言うが(被告準備書面(2)61頁)、被告の財務状態からすると、かかる原資は何ら問題なく確保することが可能である。

すなわち、被告の財務状況は安定的であり、今回の退職金減額措置を実施しなかったとしても、財務状況の大幅な悪化につながるとはいえない、退職金減額措置が不可避な財務状況ではないと評価できる。被告においては、特殊要因運営費交付金の削減という事態に対し、退職金減額を回避するための工夫が可能な財務状況であったことは、明らかである(根本意見書2頁)。

第2 原告準備書面(1)第3・3項(2)についての補充主張

- 1 特殊要因運営費交付金の削減は、被告の経常収益減という意味しかない。特殊要因運営費交付金が削減されたとしても、退職手当は人件費(経常

費用)として支出されることに変わりはない。

利益処分として支出されるわけではない。(乙第23号証・3頁目の「損益計算書」を参照)

2 被告の主張は、「特殊要因運営費交付金が削減された場合、当該削減が行われることによって特殊要因運営費交付金から退職手当全額を支給できない場合、支給できない部分の支出は剩余金の処分として処理されなければならない」という考えが前提になるが、仮にそうであるならば、いかなる法的根拠に基づいてそのように言えるのか、被告において明らかにすべきである。

以上